

1 計画の前提

I 市民自治

まちの主権者である市民の英知を集め、真の地方自治の確立をめざします

【基本計画方針】

1 市民自治の基本となるルールづくり

市民にとって身近なことはできる限り地域で行うとする、市民のための地方自治を推進します。そのための基本理念・基本原則や市民参画と協働の仕組みなど、自治体運営の基本を明らかにする(仮称)自治基本条例を市民との協働で制定し、市民参画と協働による市民自治をさらに推進します。

2 市民参画の推進

さまざまな方法と場を通して、きめ細かく市民の意見を聴き取るとともに、行政情報をわかりやすく提供して政策形成や評価の過程への市民参画を図り、市民との合意形成を重んじます。また、市民満足度や市民ニーズを常に把握し、施策や事業などに市民の意見を反映します。

3 市民・事業者・NPO等との協働の推進

施策の展開や事業実施にあたっては、市民ニーズに応じたきめ細かな質の高い行政サービスの提供や、個性豊かで活力ある地域社会の構築をめざして、市民・事業者・NPO等との意思疎通を図るとともに、教育機関なども含めて協働の推進を図ります。

【実施計画事業】

事業コード	0－I－1－①					
事業名	（仮称）自治基本条例の制定					
事業目標	市民にとって身近なことは、できる限り地域で行うとする「市民のための地方自治」を推進するため、自治体運営の基本を明らかにし、市民自治の基本となる理念や原則を定める条例を市民との協働により制定します。					
所管部	経営企画部	特記事項				
所管課	経営企画課	関連課				
事業計画						
年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	期間内推計事業費 (千円)
事業工程	条例素案の検討	条例制定	運用	運用	運用	9,870

II 行財政運営

地方分権社会に対応した持続可能な行財政基盤の確立と効果的な都市経営をめざします

【基本計画方針】

1 成果志向の行政経営への転換

- 1) 従来からの行政運営システムの構造改革を行い、民間の経営手法の良い部分を取り入れた新たな行政手法を導入して、成果志向に基づいた行政経営への転換を図ります。

- 2) Plan - Do - Check - Actionのマネジメントサイクルを確立し、成果志向に基づく目標管理による戦略的な行政経営を進めます。
- 3) 行政評価や人事評価など、さまざまな経営手法を活用するとともに政策・財政・行政改革などの各計画の一体的推進を図り、行政目標の達成をめざします。
- 2 行政の効率化と財政の健全性の確保
 - 1) 政策形成過程において、市民ニーズを的確に把握し、政策・施策目標の優先順位付けと目標達成のための手段の最適化を図ります。
 - 2) 業務のIT化を進めるとともに、それに対応した組織体制の整備を行い、電子自治体の構築をめざします。
 - 3) 業務プロセスの見直しと業務に応じた職員数の適正化を図るとともに、職員の意識改革と資質の向上を進めます。
 - 4) 経費の抑制に努めるとともに、新たな手法の検討も含め収入の確保を図り、限られた財源を効果的に使うため、計画的な運用を図りながら財政力の向上に努めます。
 - 5) サービスの提供にあたっては民間活力の導入と協働による推進を図ります。
- 3 政策立案機能の強化
地域に密着し市民ニーズに沿った質の高い政策を展開していくため、市民参画も含めた調査研究機能の強化により、職員の政策立案能力の向上と地域潜在力の活用を図ります。
- 4 市行政内部の連携
計画の推進にあたっては、各分野の整合を図りながら横断的な取り組みを進めます。
- 5 地方分権の推進
 - 1) 個性豊かで活力ある地域社会の実現をめざすため、福祉、教育、まちづくりなどで市民や地域の視点に立った、自立性のある総合的で質の高い行政サービスを推進します。
 - 2) 地方分権の基本理念に則り、市民と地域の視点での政策形成の創意工夫を発揮し、課題解決のできる組織体制の整備を行います。
 - 3) 行うべき業務の役割分担について行政・市民・事業者・NPO等などの担い手を明らかにします。
- 6 広域行政の推進・関係諸機関との連携
 - 1) 交通問題・環境問題・市街地整備・施設利用など、さまざまな分野の共通課題において、神奈川県や周辺自治体、関係諸機関などとの連携や協力を推進します。
 - 2) 地震などの災害対策をはじめとして救急医療対策など、非常時・緊急時の広域での協力体制整備に努めます。
 - 3) 世界遺産登録推進にあたり、古都鎌倉の歴史的遺産が行政区域を越えて存在するため、近隣市との連携を図ります。

【実施計画事業】

事業コード	0－Ⅱ－1－①					
事業名	第2期基本計画の進行管理					
事業目標	基本計画の進行管理及び評価を目標指標数値をもとに行い、その結果を市民に公表します。そのため、市民アンケート調査・満足度調査を毎年度実施し、指標数値とします。					
所管部	経営企画部	特記事項				
所管課	経営企画課	関連課				
事業計画						
年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	期間内推計事業費 (千円)
事業工程	基本計画進行管理 市民アンケート・ 満足度調査の実施	基本計画進行管理 市民アンケート・ 満足度調査の実施	基本計画進行管理 市民アンケート・ 満足度調査の実施	基本計画進行管理 市民アンケート・ 満足度調査の実施	基本計画進行管理 市民アンケート・ 満足度調査の実施	7,140

事業コード	0－Ⅱ－2－①					
事業名	行財政改革推進事業					
事業目標	鎌倉行革市民会議等により、（仮称）行政経営戦略プランの進行管理を行い、行財政改革を推進します。また、行政評価を活用したマネジメントサイクル※の確立をめざすとともに、行政評価アドバイザー、市民評価委員による外部評価を行います。					
所管部	行革推進担当	特記事項	※計画(Plan)・実行(Do)・評価(Check)・見直し(Action)のサイクル			
所管課	行革推進課	関連課	経営企画課			
事業計画						
年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	期間内推計事業費 (千円)
事業工程	行革市民会議の 開催 外部評価の実施	行革市民会議の 開催 外部評価の実施	行革市民会議の 開催 外部評価の実施	行革市民会議の 開催 外部評価の実施	行革市民会議の 開催 外部評価の実施	4,200(2,490)

事業コード	0－Ⅱ－3－①					
事業名	市民参画型政策研究機関の設立・運営					
事業目標	独自性ある個性豊かな政策・施策の実施やさまざまな行政課題の解決のために、市民や各部署職員が研究員として参加する市民参画型政策研究機関を設立・運営し、調査研究機能の強化による職員の政策立案能力の向上と地域潜在力の活用・市民協働を図ります。					
所管部	経営企画部	特記事項				
所管課	経営企画課	関連課				
事業計画						
年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	期間内推計事業費 (千円)
事業工程	設立準備 転出入市民意識調査 の実施 市外在職員意識調査 の実施	設立準備	政策研究機関の設 置	運営	運営	23,320

事業コード	0－Ⅱ－4－①					
事業名	公共施設の全市的配置計画の策定					
事業目標	既存の公共施設の今後の考え方を整理し施設の統廃合などについて検討を行うとともに、基本計画に基づく新たな施設の建設を踏まえ、総合的な配置計画を策定し、公共用地・施設の効率的な利用を図ります。					
所管部	経営企画部	特記事項				
所管課	経営企画課	関連課	建築住宅課			
事業計画						
年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	期間内推計事業費 (千円)
事業工程	既存施設のあり方について検討	考え方の整理	配置計画の策定	推進	推進	0

事業コード	0ーⅡー5ー①					
事業名	窓口業務の土曜日開庁					
事業目標	毎週土曜日に市民課・保険年金課の窓口を開設し、平日に来庁することが困難な勤労者等の便宜を図るとともに、市民サービスの向上を図ります。					
所管部	行革推進担当	特記事項				
所管課	行革推進課	関連課	市民課、保険年金課			
事業計画						
年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	期間内推計事業費 (千円)
事業工程	各種証明書発行 住民異動等受付 ・処理	各種証明書発行 住民異動等受付 ・処理	各種証明書発行 住民異動等受付 ・処理	各種証明書発行 住民異動等受付 ・処理	各種証明書発行 住民異動等受付 ・処理	48,850(0)

Ⅲ 基礎条件(1 人口)

※巻末の参考資料「鎌倉市の人口動向」を参照してください。

少子高齢化の進行への対応準備を行いつつ、人口数と人口構成の両面から将来の人口動向を把握し、対応していく必要があります

【基本計画方針】

- 1 本市の人口は減少傾向で推移していくことが見込まれていますが、将来に向け地域の特性を生かしながら、次代の鎌倉を支える年少人口の確保に努め少子高齢化の進行への対応準備を行いつつ、年齢構成バランスに配慮し、総人口をゆるやかな減少にとどめます。平成27年（2015年）には、総人口165,000人を見込むものとします。
- 2 環境を保全しつつ魅力ある居住環境の整備、子どもを安心して生み、健やかに育てられる子育てのしやすい環境づくりなどにより、特に、若年ファミリー層を中心とした子育て世帯の転入促進と転出抑制をめざします。
- 3 本市を訪れる観光客や、本市で活動する就業者・通学者などの人たちについても、まちに活力とにぎわいをもたらすよう市からの情報発信を図るとともに、連携・協力をめざします。

【主な実施計画事業】

【健やかで心豊かに暮らせるまち】

- 4-1-4-① 子育て支援の充実
- 4-1-4-② 子育て支援センターの充実
- 4-1-4-③ ファミリーサポートセンターの運営
- 4-1-4-④ 次世代育成支援対策の推進
- 4-1-4-⑤ 在宅子育て家庭の支援
- 4-1-4-⑥ 幼稚園就園支援事業の推進
- 4-1-4-⑦ こどもと家庭の相談事業の推進
- 4-1-4-⑧ 小児医療費の助成
- 4-1-4-⑨ 低年齢児保育の充実
- 4-1-4-⑩ (仮称)深沢地域福祉センターの整備
(公立保育園等)
- 4-1-4-⑪ 保育施設の整備（私立保育園等）
- 4-1-4- 保育の充実（一時保育、特定保育、
⑫⑭⑮⑯ 病後児保育など）
- 4-1-4-⑱ 第3子の保育料の無料化
- 4-2-2-① 少人数教育の施設整備
- 4-2-2-② 少人数教育の充実
- 4-4-2-① 子ども会館・子どもの家の整備

【都市環境を保全・創造するまち】

- 3-1-2-⑤ 街区公園の整備

【安全で快適な生活が送れるまち】

- 5-3-2-① オムニバスタウン計画の推進
- 5-5-1-① 住宅政策の推進

【活力ある暮らしやすいまち】

- 6-2-6-① 企業施設整備の助成
- 6-3-2-① 観光案内施設の整備・充実
- 6-3-3-① 観光情報の提供充実
- 6-4-5-① 熟年者向け就業支援事業

【計画の推進】

- 7-2-1-① 地域のコミュニティ計画づくり
- 7-3-1-① 地域福祉の推進
- 7-3-3-① 団塊の世代対策支援の推進

Ⅲ 基礎条件(2 土地利用)

自然的・歴史的な特性を十分生かし、適切な土地利用への誘導と規制を行っていく必要があります

【基本計画方針】

- 1 本市の最大の特徴である歴史的遺産や文化資源とそれを取り巻く豊かな自然環境を保全しつつ、公共の福祉を優先させ、良好な景観形成や地域・地区の特徴を生かした都市環境と生活環境の維持・発展を図るため、総合的かつ計画的な土地利用を進めます。
- 2 そのため、鎌倉らしさを継承する地域や、都市基盤を強化する地域、鎌倉の新たな魅力を創造していく地域など、それぞれの地域の個性を引き出す土地利用を図ります。

- 3 特に、鎌倉地域周辺は、現存する歴史・自然環境を保全し、世界遺産への登録をめざすなど、歴史的遺産をさらに活用するとともに、古都保存法制定の経緯を踏まえた上で、周辺への景観や環境と一体となったまちづくりを進めます。
- 4 鎌倉駅周辺・大船駅周辺・深沢地域国鉄跡地周辺における土地利用は、新たな都市基盤の強化等、都市拠点として整備していきます。
- 5 腰越駅周辺や玉縄地域は、計画的に土地利用を進めるための方針を明らかにし、海浜部は鎌倉らしさを回復し、その魅力を高めていきます。
- 6 利用区分ごとの利用方針

新たな土地利用の誘導も含め、住宅系土地利用、商業系土地利用、工業系土地利用等異なる土地利用の調和のとれた配置を実現します。また、良好な市街地環境が形成されるよう、必要な市街地整備を図り、特に基盤未整備地区においては、市民生活の向上をめざした整備を行います。

(1) 住宅系土地

住宅都市としての鎌倉の特性を継承し、さらに磨きをかけるため、住宅系土地利用の維持、良好な住環境の保全・創造に重点を置きます。

(2) 商業・工業系土地

市民へのサービスの提供、都市としての性格や税収のバランスの維持、新たな職住近接の実現を図るため、商業や工業系土地利用の維持を図るとともに、適切な土地利用への誘導を図ります。また、観光都市としての性格も考慮し、観光施設や文化施設等、鎌倉を楽しむための土地利用を誘導します。

(3) 農地

関谷地区に広がる農地と市内各所に点在する農地は、鎌倉市の都市環境形成上の貴重な緑地空間として位置づけ、保全を図ります。

(4) 緑地

鎌倉地域を囲む緑地やその他のまとまった規模の緑地（主に市街化調整区域）、都市計画法、古都保存法等の法規制により担保された緑地、市街化区域内の大規模緑地、その他の市街化区域内の一団の緑地については、保全を図ります。

(5) 海岸・河川

海岸については、市民の安全で快適なレクリエーションの場として、公園整備等を推進するとともに、沿岸漁業育成の基盤としての位置づけにも留意して保全を進めます。河川については、治水を基本とし、それぞれの河川を持つ特性を生かしながら市民の親しめる水辺空間として、景観の保全や浄化の推進など系統的な整備を図ります。

(6) 道路

道路は、都市の骨格を形成する施設であり、しかも単に交通の利便を目的とするだけでなく、都市空間及び防災空間としての多面的機能を持つことも考慮し、市民の安全で快適な生活環境を確保しつつ整備を図ります。

【主な実施計画事業】

【歴史を継承し文化を創造するまち】

- 2-1-6-① 世界遺産登録の推進

【都市環境を保全・創造するまち】

- 3-1-1-① 緑の基本計画の見直し
3-1-1-③ 特別緑地保全地区等の指定の推進
3-1-2-① 鎌倉中央公園拡大区域（台峯）の整備
3-1-2-⑥ 鎌倉広町緑地の整備
3-2-1-① 景観法の運用
3-2-1-② 景観資源の保全と活用

【安全で快適な生活が送れるまち】

- 5-2-1-① 都市マスタープランの見直し
5-2-1-② 鎌倉駅周辺地区の整備（古都中心市街地まちづくり構想の推進）
5-2-1-③ 大船駅東口第1種市街地再開発事業（第2地区）の推進
5-2-1-④⑨ 大船駅周辺整備構想（基本構想の推進・大船駅西口の整備）
5-2-1-⑩ 深沢地域国鉄跡地周辺の整備
5-2-2-① 高度地区等の指定
5-2-2-② 玉縄地域のまちづくり
5-2-2-③ 北鎌倉駅周辺のまちづくり
5-2-3-① 鎌倉市まちづくり条例の見直し

Ⅲ 基礎条件(3 環境)

人と自然及び歴史的遺産が共生し、かつ環境への負荷が少ない持続可能な社会の形成に向け、総合的・計画的に取り組む必要があります

【基本計画方針】

- 1 人と自然・歴史的遺産が共存し、環境への負荷が少ない持続可能な社会の形成に向けて、環境基本計画等に基づいて総合的・計画的に環境行政を推進していきます。
- 2 国際的視野を持って、日常生活や事業活動から地球環境の保全を進めます。
- 3 人の健康が保護され、生活環境が保全されるよう大気、水、土壌等を良好な状態に保持します。
- 4 歴史的、文化的遺産及びそれを取り巻く自然環境を保全・活用することにより、伝統と文化の薫り高い歴史的、文化的環境を確保します。
- 5 地域性豊かな都市景観と居住環境を継承・発展させ、緑地、水辺地等を適正に保全することにより、うるおいとやすらぎのある良好な都市環境を創造します。
- 6 野生動植物の生息や生育に配慮し、健全な生態系を保持するとともに、人と自然の豊かなふれあいを確保します。
- 7 廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用やエネルギーの有効利用に努め、循環型社会を形成します。
- 8 環境に関心を持ち、環境保全活動に取り組み、活動の環を広げます。

【主な実施計画事業】

【都市環境を保全・創造するまち】

- 3-1-1-① 緑の基本計画の見直し
- 3-3-1-① ごみの発生抑制の啓発
- 3-3-1-② 生ごみの排出抑制
- 3-3-2-① 紙類等の資源化
- 3-3-2-② ペットボトル・容器包装プラスチックの資源化
- 3-3-2-③ 植木剪定材の資源化
- 3-3-2-④ 焼却残さの最終処分
- 3-3-3-⑤ 広域化計画の推進
- 3-3-6-① 環境政策の推進
- 3-3-6-② 環境教育の推進
- 3-3-6-③ 雨水利用の促進

【安全で快適な生活が送れるまち】

- 5-6-4-① 市街化調整区域内の生活廃水処理
- 5-6-7-① 河川等の親水環境の整備

【活力ある暮らしやすいまち】

- 6-2-2-① 農産物等ブランド事業